

福島市告示第73号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5及び第115条の15の規定により指定地域密着型サービス事業及び指定介護予防地域密着型サービス事業の廃止に係る届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

1 廃止事業所

(1)社会福祉法人創世福祉事業団 デイサービスセンター「輝きの郷」

- ①申請者 福島市旭町9番7号
社会福祉法人創世福祉事業団
理事長 野田 信光
- ②事業所所在地 福島市山口字七口13番地の1
- ③サービスの種類 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

(2)グループホームつどい「八巻家」

- ①申請者 福島県郡山市八山田西四丁目184番地
MCP株式会社
代表取締役 奥田 弓子
- ②事業所所在地 福島市上鳥渡字向山25番地の8
- ③サービスの種類 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

(3)ケアセンターつどいしのぶ台

- ①申請者 福島県郡山市八山田西四丁目184番地
MCP株式会社
代表取締役 奥田 弓子
- ②事業所所在地 福島市上鳥渡字向山25番地の8
- ③サービスの種類 地域密着型通所介護

- (4)愛ホームケア すかわ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
①申請者 福島市野田町一丁目15番12号
きらり健康生活協同組合
理事長 木村 公
②事業所所在地 福島市野田町一丁目13番58号
③サービスの種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

2 廃止年月日

令和8年3月31日